

さくら市農業委員会総会議事録（平成31年2月定例総会）

1. 開催日時 平成31年2月25日（月）午後1時30分から午後3時20分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（18人）

会長職務代理者	15番	齋藤 敏一
委員	1番	千野根友治
	2番	齋藤 克之
	3番	関 誠
	5番	七久保 勉
	6番	石原 功江
	7番	小林 義和
	8番	吉成 重男
	10番	小菅 和彦
	11番	見目 桂一
	12番	大塚 明美
	13番	小池 利一
	14番	石田多美子
	16番	古澤 一郎
	17番	小室 規雄
	18番	小林 功
	19番	舟本 幸美
	20番	小川 雅之

4. 欠席委員（1人）

会長	9番	中山 隆
----	----	------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 非農地証明願について

議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に

	係る意見について
議案第 7 号	平成 31 年度農作業賃金標準額について
議案第 8 号	耕作放棄地の非農地通知書交付について
議案第 9 号	さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する 意見書について
報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	高野 洋
係長	和氣 貴子

7. 会議

事務局	高野	<p>定刻を過ぎました。本日の出席委員は、18名で、欠席は中山会長1名で、定足数に達しており総会は成立いたします。</p> <p>では、会長が欠席でありますので職務代理よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>皆さんこんにちは、本日は2月定例総会ということで、もうすぐ田んぼの準備も始まるお忙しい中お集まりいただきましてお疲れ様です。会長がインフルエンザということで、今日は私が議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>この間、2つほど研修がありましたので、この場をお借りしてご報告させていただきます。</p> <p>まず、2月の13日ですが推進委員の研修で足利市の農業委員会に行つて参りました。内容としましては農地バンクの取り組みということですが、その中で一つ印象に残った点は、すごく上手に推進委員に働いてもらっているということです。推進委員から報酬が少なすぎるという声があるほどとの事で、少しでも参考にさせていただきたいと思つました。</p> <p>次に、2月の15日ですが、宇都宮市で農村女性トップリーダー研修会が開かれまして、会長と私と女性農業委員さんたちで参加してまいりました。女性に職場等でどのようにして活躍してもらおうかという研修でしたが、パネラーだったのですが、とても素晴らしい方で、改めてじっくり話を聞いてみたいですねと話しながら帰つてまいりました。</p> <p>今日は不慣れなものですから、ご協力いただき慎重審議よろしくお願いいたします。</p>

		<p>それでは、ただいまからさくら市農業委員会2月定例総会を開催いたします。</p>
事務局	高野	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定に、「会長は総会の議長となり議事を整理する。」同条第2項で、「会長に事故あるときには、会長職務代理がこれに代わる。」とありますので、職務代理に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、はじめに議案の変更についての報告です。議案第3号番号7番については、申請人の申出により取下げとなりましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして本日書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
2番	齋藤	<p>本日午前10時から全員出席のもと、第2号議案1件、第3号議案1件、第5号議案1件について、書類並びに現地を調査して参りました。後ほど担当委員より詳細報告がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>次に第2調査会委員長の報告を求めます。</p>
18番	小林	<p>本日午前9時30分より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、議案第2号が1件、議案第3号が1件、議案第5号が3件の合計6件であります。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>次に第3調査会委員長の報告を求めます。</p>
13番	小池	<p>午前10時より全員出席のもと開会し、当委員会に付託されました議案は、議案第3号が4件、議案第4号が1件、議案第5号が4件、議案第8号が5件合計14件であります。議案の内容を審査の上で現地調査をまいりました。内容等につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>次に第4調査会委員長の報告を求めます。</p>

14番	石田	午前10時より1名欠席のもと書類調査を行いました。案件は議案第8号が3件です。後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	齋藤	それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。 7番の小林義和委員、8番の吉成重男委員を指名いたします。それでは議事に入ります。 議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。) なお、非農地証明交付要領の2の(2)のアの「耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等)が計画されていない土地について、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
3番	関	案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 本日調査会において現地調査を行いました。事務局説明のとおり農地に復元することは非常に困難であると判断いたします。また周辺農地への影響につきましては、周りはずでに林野化されておりまして影響はないと判断いたします。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。
議長	齋藤	【異議なしの声あり】 異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第1号番号1番について承認される方の挙手を求めます。

		【全員挙手】
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号1番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、売買または貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。以上です。</p>
議長	齋藤	<p>あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より指名願います。</p>
18番	小林	<p>あっせん委員といたしまして6番石原功江委員と7番小林義和委員を推薦いたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは議案第2号番号1番のあっせん委員は、6番石原功江委員、7番小林義和委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第2号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申し出がありました。今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、同じく2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。以上です。</p>
議長	齋藤	<p>あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。</p>
2番	齋藤	<p>あっせん委員といたしまして2番私、齋藤克之と16番古澤一郎委員を推薦いたします。</p>

議長	齋藤	<p>それでは議案第2号番号2番のあつせん委員は、2番齋藤克之委員と16番古澤一郎委員を指名いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第3号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
5番	七久保	<p>案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>譲受人は熱心に農業に取り組んでおり、又喜連川土地改良区の理事として活躍されております。今回の売買による所有権移転につきましては、なんら問題は無いと判断しております。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第3号番号2番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。</p>

議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
5番	七久保	案内図3-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。 譲受人は高齢ながら熱心に農業に取り組んでおります。今回の 売買による所有権移転につきましては、なんら問題は無しと判断 しております。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号2番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第3号番号2番は、原案どおり承認さ れました。 続きまして、議案第3号番号3番について事務局の説明を求め ます。
事務局	和氣	(議案第3号番号3番について朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、 下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可 相当と判断いたします。以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
5番	七久保	案内図3-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 譲受人は高齢ながら熱心に農業に取り組んでおります。今回の 売買による所有権移転につきましては、なんら問題は無しと判断 しております。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】

議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。 議案第3号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号3番は、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第3号番号4番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
5番	七久保	<p>案内図3-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>譲受人は高齢ながら熱心に農業に取り組んでおります。今回の売買による所有権移転につきましては、なんら問題は無しと判断しております。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。 議案第3号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号4番は、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第3号番号5番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、</p>

		<p>下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
17番	小室	<p>案内図3-5をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>事務局説明のとおりで、申請人がどうしても譲受人に買っただきたいということで、譲受人も農業を大きくやっておりますので問題は無いと思います。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号5番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第3号番号6番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
10番	小菅	<p>案内図3-6をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件は面積5反分以上で贈与ということではございますが、譲渡人と譲受人がご親戚関係であり、長年譲受人が耕作をしていたということから、特に問題はないと考えております。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>

議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号6番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号6番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号7番については、取下げとなりましたので、次に進みます。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第4号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり約6.7haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
13番	小池	<p>案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請地は非線引き都市計画区域の土地であり、日照が良好で平坦地、隣接に日照を妨げる大木もなく、計画の面積も確保され、道路に接道し、維持管理も容易であるため、今回の申請に至っております。</p> <p>計画によりますと、申請地に太陽光パネル288枚を設置し、最大出力95.04Kwの発電量を確保しようとするものです。施設周辺は高さ1.0mのフェンスで囲みます。雨水につきましては、敷地内自然浸透。その他取水、排水はありません。</p> <p>資金計画。総事業費1,436万円は、全額自己資金にて賄うこととしております。なお、買電単価は19.44円であります。</p> <p>周辺農地への影響であります。22日に最適化推進委員の現</p>

		<p>地調査、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題ないと判断しております。以上のような状況ですので、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号1番は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番から番号3番についてはいずれも上阿久津台地土地区画整理事業地内の所有権移転ですので一括審議とさせていただきます。</p> <p>番号1番から3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第5号番号1番から3番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、いずれも土地区画整理事業施行地内ですので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
18番	小林	<p>5-1、5-2、5-3共に申請地は上阿久津台地土地区画整理事業地内ですので場所の案内は省略させていただきます。</p> <p>3案件とも同じような内容の申請でございます。</p> <p>売買による所有権の移転、転用目的は一般住宅でございます。</p> <p>現在、申請者は賃貸住宅に住んでおります。現状の住宅では間取りが狭くマイホームの必要性を感じ、住宅を探し、上阿久津付近で住宅を探していたところ建売分譲地が見つかりましたので、その取得するための申請でございます。</p> <p>土地の選定理由といたしましては、当分譲地は希望エリアであ</p>

		<p>り他社の建売住宅に比べ、仕様グレードが高いにもかかわらず希望予算内に収まったことにより、当地で住宅購入を決断いたしました。</p> <p>土地利用といたしましては、木造2階建て駐車スペース2台分、給水計画につきましては、さくら市事業水道管より取水いたします。し尿及び雑排水は公共下水道に放流いたし、雨水については宅地内浸透を考えております。</p> <p>資金計画といたしましては、主に借入で対応いたします。3案件とも金融機関からの融資証明書が添付されております。</p> <p>また、周辺の内への被害防除対策でございますけれども、周囲には農地はございませんので問題ないと考えております。</p> <p>以上のような状況でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号1番から3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号1番から3番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第5号番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第5号番号4番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり約0.5haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>

5 番	七久保	<p>案内図 5-4 をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本申請は売買により所有権を移転し太陽光発電設備を設置するための農地転用です。株式会社〇〇は、建設業を営んでいる資本金 500 万円の会社です。</p> <p>土地利用計画ですが、太陽光発電モジュールを 154 枚設置し、発電出力 33.0kw を計画しております。買電単価は 22.68 円であります。周囲には高さ 1.2m のフェンス設置を行います。</p> <p>資金計画ですが、ソーラー施設等設置工事費 1,026 万円、土地取得費 60 万円、諸経費 40 万円、合計 1,126 万円を予定しております。全額自己資金にて対応いたします。銀行の残高証明も添付されております。</p> <p>周辺農地への被害防除ですが、北側が大きいので南側が道路です東側、西側は農地ですがソーラーパネルは低い位置に設置いたしますので、日照通風等への被害はないものと判断いたします。取水排水はなく雨水につきましては、砂利敷により敷地内浸透処理をいたします。</p> <p>2月16日の農地利用最適化推進委員の調査会及び、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題なしと判断しております。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p>
		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 5 号番号 4 番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第 5 号番号 4 番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 5 号番号 5 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第 5 号番号 5 番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第 3 種農地と判断し、申請の内容は、許可基準に</p>

		適合しているものと判断します。以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明を願います。
13番	小池	案内図5-5をご覧ください。(申請の場所を説明する。) <p>この案件は、売買により太陽光発電施設として転用する案件でございます。</p> <p>申請者の合同会社〇〇は、〇〇〇〇に本社を置き太陽光発電事業等を業とする資本金1,000万円の法人であります。</p> <p>申請地は都市計画法の第1種住居地域であり、日照への障害物が少ないこと、計画上の必要な面積が確保でき、売電するための電線等が整備されているため今回の申請に至っております。</p> <p>土地利用計画。計画によりますと申請地に太陽光パネル360枚を設置し発電出力49.5kwの発電量を確保しようとするものであります。施設周辺は高さ1.8mのフェンスで囲みます。雨水については敷地内自然浸透とし、その他取水排水はありません。</p> <p>資金計画につきましては、総事業費2,128万円を全額自己資金にて賄う事としており金融機関の残高証明が添付されております。なお、今回の売電価格は18円でございます。</p> <p>周辺農地への影響ではありますが、22日の推進委員の現地調査、並びに本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで、現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のような状況でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号番号5番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第5号番号5番は原案どおり承認されました。 続きまして議案第5号番号6番について事務局の説明を求めます。

事務局	和氣	<p>(議案第5号番号6番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は、許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
13番	小池	<p>案内図5-6をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件は、売買により太陽光発電敷地として転用する案件でございます。</p> <p>申請者の株式会社〇〇は、〇〇〇〇に本社を置き再生可能エネルギーによる発電事業等を業とする資本金4,000万円の法人であります。</p> <p>申請地は都市計画法の第2種住居地域であり、日照への障害物が少ないこと、計画上の面積が確保でき、かつ道路に接道、維持管理も容易であるため、今回の申請に至っております。</p> <p>計画によりますと申請地に太陽光パネル360枚を設置し最大出力111.6kwの発電量を確保しようとするものであります。施設周辺は高さ1.5mのフェンスで囲みます。雨水については敷地内自然浸透とし、その他取水排水はありません。</p> <p>資金計画につきましては、総事業費1,771万円を全額自己資金にて賄う事としており金融機関の残高証明が添付されております。なお、今回の売電価格は18円でございます。</p> <p>周辺農地への影響ではありますが、22日の推進委員の現地調査、並びに本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで、現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のような状況でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p>
議長	齋藤	<p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号6番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>

議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号6番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号7番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第5号番号7番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、〇〇字〇〇 〇〇番〇及び同所〇〇番〇については、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で、集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。また、〇〇字〇〇 〇〇番〇については、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設または公益的施設が存する」区域ですので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
19番	舟本	<p>案内図5-7をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請地は周囲を東が宅地、西が農地、南が道路、北が道路に囲まれた土地であります。</p> <p>本申請は、〇〇氏が使用貸借により、長屋住宅敷地として転用する案件でございます。なお、〇〇氏と〇〇氏は夫婦でございます。</p> <p>転用行為の必要性と土地の選定理由、現在畑として利用しておりますが、土地の有効利用を考え長屋住宅を計画いたしました。また、申請地西側は今後も農地として利用いたします。</p> <p>申請地は上下水道が整備され、近隣には小中学校、高校等が存在しとても利便性の良い土地です。</p> <p>長屋住宅の進入道路は南側通路と、また畑に入る通路の共同の通路として利用したいと考えています。</p> <p>土地の利用計画、計画によりますと、長屋住宅1棟8世帯の建物となります。駐車場は16台を確保しようとするものであります。取水は公共水道に接続し、汚水は公共下水道に放流いたしま</p>

		<p>す。雨水については敷地内浸透処理といたします。</p> <p>資金計画につきましては、総事業費 8,730 万円を全額自己資金で賄うこととしており、金融機関の残高証明書も添付されています。</p> <p>周辺農地への影響でございますが、2月18日に最適化推進委員と一緒に現地調査を行いました。また本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無題ないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 5 号番号 7 番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第 5 番号 7 番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 5 号番号 8 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第 5 号番号 8 番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある 10ha 以上の農地の区域内にありますので、第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明を願ひます。</p>
13 番	小池	<p>案内図 5-8 をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件は、申請地 584㎡に障害者就労支援施設、具体的には菌床シイタケ生産施設を設置し、申請人の子供 4 人が所有している土地を使用貸借により申請するものであります。</p> <p>申請者の〇〇は、〇〇〇〇に本店を置き障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サ</p>

		<p>ービス事業の経営を主な業とする資本金10万円の法人であります。</p> <p>土地の選定理由として、平成12年に夫が死亡し、農地法の許可を受け菌床シイタケ生産施設として利用してきたハウスが3棟あります。その隣接地を転用するものであります。</p> <p>土地利用としまして、菌床シイタケ培養、発生ハウス1棟239.2㎡、トイレ1棟4.47㎡、他駐車場として利用します。</p> <p>資金計画につきましては、総事業費2,000万円は借入金にて賄います。</p> <p>周辺農地への影響であります。22日の最適化推進委員の現地調査、並びに本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで、現地調査を行いました。問題ないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号8番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5番号8番は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第6号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。平成30年度第11号公告予定年月日は平成31年2月28日です。計画の内容といたしましては、利用権設定が新規22件、再設定29件、農地中間管理権取得が3件、その他所有権移転が2件となっております。なお、詳細については、別添の農用地利用集積計画書のとおりです。以上</p>

		です。
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第6号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第6号は原案どおり承認されました。 次に、議案第7号「平成31年度農作業賃金標準額について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>平成31年度農作業賃金標準額について説明いたします。 農作業賃金標準額は、農作業の受委託において、委託者及び受託者間で適正な労働賃金等を設定できるよう、その目安となるものを定めたものであります。毎年、事業年度開始前に見直しを行い、農業委員会総会の承認を経て、公表を行っているものでございます。</p> <p>今年度においては、去る1月29日午後1時から中山隆会長、齋藤敏一職務代理者、各調査会委員長、生産者の代表者及びJA担当者による検討会議を開催し、会議の結果次の点について改正することに決定いたしましたのでご説明申し上げます。</p> <p>別添、資料議案第7号平成31年度農作業賃金等の標準額についてを御覧ください。</p> <p>まず、1点目として、「水稻」に係る作業のうち、「機械田植」に係る作業について、10aあたり「6,804円」を「7,560円」に、同じく摘要欄に記載の「施肥植付(肥料別)」について「8,228円」を「9,180円」に変更。</p> <p>2点目として、同じく「水稻」に係る作業に、「色彩選別機」による作業「1俵あたり648円」と「レーザーレベラー」による作業「10aあたり16,200円から」を追加。</p> <p>3点目として、消費税に係る表示については、「8%税込み」とし、消費税率に改正があった場合の増減額分については、当事者間で協議することとする。</p> <p>以上の3点でございます。</p>

		<p>なお、賃借料情報については、昨年1月から12月までに、農業経営基盤強化促進法における利用権設定を締結した際の賃借料の水準、10aあたりの年額となっております。以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p>
16番	古澤	<p>レーザーレベラーによる作業10aあたり16,200円からとなっていますがこれほどどのように考えたらよいのでしょうか。ということは個人との相対ということによろしいのでしょうか。</p>
13番	小池	<p>私から説明します。 先日協議した中では、1回ぐらいで平らになる場合の金額であり、何度もやらないと平らにならない場合は相談によるということで、最低でこの金額ということです。あとはご相談くださいということはそういうことです。</p>
16番	古澤	<p>わかりました。</p>
議長	齋藤	<p>その他ありますか。</p> <p>【ありませんの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>ないようですので、採決に入ります。 議案第7号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第7号は原案どおり承認されました。 それでは休憩にしたいと思います。14時50分まで休憩とします。</p> <p>(午後2時39分～午後2時50分までの間休憩)</p>
議長	齋藤	<p>それでは再開いたします。 議案第8号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第8号番号1番について朗読して説明する。)</p>

		(場所の説明をする。)
		農振白地、土地改良については未実施、現地確認担当者吉成重男委員、現地確認日につきましては、平成30年9月19日でございます。以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
8番	吉成	この写真を見る通り、十数年来耕作をしていないということで、山というか原野の状況になっております。現地を確認しましたが農地に復元するのは非常に困難であると判断をいたしました。土地がまとまっておりますので、周辺農地への被害はないものと考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第8号番号1番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第8号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第8号番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第8号番号2番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振については白地、土地改良は未実施、現地確認担当者は小池利一委員、現地確認日は平成30年9月3日であります。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
13番	小池	ただ今の事務局説明のとおりです。 この土地には入る道路もない状態で、他の田を借りなければ入れない状況です。農機具も当然入れないところです。よろしくご審議ください。

議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第8号番号2番について承認される方の挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第8号番号2番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第8号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第8号番号3番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。)</p> <p>農振については白地、土地改良は未実施、現地確認担当者は大塚明美委員、現地確認日は平成30年9月18日であります。以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明を願います。</p>
12番	大塚	<p>写真をご覧ください。現在篠竹、柳等が生えており入っていけない状態となっております。詳細は事務局説明のとおりですので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第8号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第8号番号3番は原案どおり承認されました。</p>

		<p>続きまして、議案第8号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第8号番号4番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振については農用地、土地改良は未実施、現地確認担当者は千野根友治委員、現地確認日は平成30年10月1日であります。以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
1番	千野根	<p>写真をご覧ください。ここはほとんど傾斜地に近い場所で農地としての作業が出来ない状態であります。詳細は事務局説明のとおりですので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第8号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第8号番号4番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第8号番号5番について事務局の説明求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第8号番号5番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振白地、土地改良は未実施、現地確認担当者は小池利一委員、現地確認日につきましては平成30年9月3日となっております。以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
13番	小池	<p>申請地は、事務局から説明があった通りで、写真のとおりトラ</p>

		クターも入れないところでずっと耕作されておられません。ご審議のほどお願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第8号番号5番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	和氣	全員挙手ですので、議案第8号番号5番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第8号番号6番について事務局の説明求めます。
事務局	和氣	(議案第8号番号6番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振は白地、土地改良は未実施、現地確認担当者は千野根友治委員、現地確認日につきましては平成30年10月1日となっております。以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
1番	千野根	申請地は窪地で三方は森林の中にあるというような状況です。ご審議のほどお願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第8号番号6番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	和氣	全員挙手ですので、議案第8号番号6番は原案どおり承認され

		ました。 続きまして、議案第8号番号7番について事務局の説明求めます。
事務局	和氣	(議案第8号番号7番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振は白地、土地改良は未実施、現地確認担当者は大塚明美委員、現地確認日につきましては平成30年9月18日となっております。以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
12番	大塚	詳細につきましては事務局の説明のとおりです。写真のとおり現地は篠竹が密生しています。ご審議のほどお願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第8号番号7番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	和氣	全員挙手ですので、議案第8号番号7番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第8号番号8番について事務局の説明求めます。
事務局	和氣	(議案第8号番号8番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振は農用地、土地改良は内川沿岸土地改良区、現地確認担当者は小池利一委員、現地確認日につきましては平成30年9月3日となっております。以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
13番	小池	ただ今事務局から説明があった通りです。崖の下で、元は河川

		<p>だったところで一度しか耕作されていません。ご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第8号番号8番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第8号番号8番は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第9号「さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について説明いたします。</p> <p>前回の定例会において、意見書案をお示しし、委員のみなさまの意見を頂戴した結果、皆様からの意見を踏まえ修正を加え、会長、職務代理と調整することとなりました。</p> <p>この結果に従いまして、意見書案を再度修正し、さる1月29日に会長、職務代理、各調査会委員長にお示しし、意見書をまとめたものです。</p> <p>前回からの修正箇所をご説明します。 (修正箇所を説明) 以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 それでは、この内容で意見書を市長へ提出することについて、承認される方の挙手を求めます。</p>

【全員挙手】

議長 齋藤

全員挙手ですので、原案どおり意見書を市長へ提出することとします。

それでは、議事については終了しました。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から10番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から10番はお目通しを願います。

議長 齋藤

本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちましてさくら市農業委員会2月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(午後3時20分閉会)